

薬生食基発 1024 第 2 号
平成 30 年 10 月 24 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
食 品 基 準 審 査 課 長
(公 印 省 略)

食品添加物公定書追補の作成のための「食品、添加物等の規格基準」の改正に係る意見募集について（周知依頼）

今般、食品添加物公定書追補の作成に伴い、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）の一部を改正することを予定しております。

当該告示の改正により、別添のとおり添加物 2 品目について成分規格の新規設定を行うとともに、添加物 2 品目について成分規格の改正を行うことから、より販売等の実態を踏まえた内容とするため、貴管内の添加物並びにこれを含む製剤及び食品の販売等を行う営業者等に対し、別添の改正案について、意見があれば、下記の要領で厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課宛てに提出いただくよう、周知方よろしく申し上げます。

本件に関しては、厚生労働省のホームページによる周知を行っています。なお、別添の改正案については、本意見募集期間の終了後、食品安全委員会による食品健康影響評価、薬事・食品衛生審議会における審議、行政手続法に基づく意見募集等の手続を経て告示を行う予定であることを申し添えます。

記

1. 意見の提出方法

意見をまとめ、以下の宛先まで電子メールにて提出してください。表題に「食品添加物公定書追補の作成のための「食品、添加物等の規格基準」の改正について

て」と明記してください。

宛先：kijunfap@mhlw.go.jp

2. 意見の提出上の注意

提出される意見は日本語に限ります。また、個人は氏名・住所・職業・連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、法人は法人名・所在地・連絡先（電話番号又はメールアドレス）を記載してください。提出いただいた意見については、氏名、住所その他の連絡先を除き公表させていただくことがありますので、あらかじめ了承願います。

また、連絡先については、提出いただいた意見に対する確認の連絡以外の用途では使用しません。

なお、意見に対して個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

3. 意見提出の締切日

平成 30 年 11 月 23 日（金）